

# 川崎市上下水道局公告（調達）第13号

## 落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和7年4月22日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

### 1 調達の名称

- (1) 入江崎総合スラッジセンター運転点検業務委託（単価契約）
- (2) 令和7年度 給配水情報管理システムデータ修正業務委託（単価契約）
- (3) 令和7年度入江崎総合スラッジセンター焼却灰等再利用運搬処分業務委託（単価契約）
- (4) 令和7年度 給配水情報管理システム及び水道管路情報公開システム運用保守業務委託
- (5) 令和7年度上下水道料金等業務システム運用保守業務委託
- (6) 上下水道料金等業務システムeL-QR対応等機能追加改修業務委託
- (7) 令和7年度下水道アセットマネジメント情報システム（管路管理）運用保守業務委託
- (8) 令和7年度川崎市上下水道局IDC業務委託
- (9) 令和7年度水道設備管理システムの運用保守及び改造業務委託
- (10) 工業用水道料金システム再構築業務委託
- (11) 川崎市上下水道局財務会計システム運用保守業務委託

### 2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

### 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

- (1) 令和7年3月28日
- (2) 令和7年3月12日
- (3) 令和7年3月14日
- (4) 令和7年3月12日
- (5) 令和7年3月10日
- (6) 令和7年3月10日
- (7) 令和7年3月14日
- (8) 令和7年3月12日
- (9) 令和7年3月21日
- (10) 令和7年3月12日
- (11) 令和7年3月12日

#### 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 月島ジェイテクノメンテサービス 株式会社 横浜支店  
支店長 平島 邦茂  
横浜市中区相生町3丁目56番地1
- (2) 株式会社 ジオプラン・ナムテック  
代表取締役 西澤 常彦  
東京都千代田区麴町五丁目4番地
- (3) デイシイ・イチコー 共同企業体  
部長 野川 純  
川崎市川崎区浅野町1番1号
- (4) 株式会社 ジオプラン・ナムテック  
代表取締役 西澤 常彦  
東京都千代田区麴町五丁目4番地

(5) ヴェオリア・ジェネッツ 株式会社

代表取締役 内野 一尋

東京都港区海岸三丁目20番20号 ヨコソーレインボータワー

(6) ヴェオリア・ジェネッツ 株式会社

代表取締役 内野 一尋

東京都港区海岸三丁目20番20号 ヨコソーレインボータワー

(7) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ 株式会社

代表取締役 小西 康弘

東京都港区海岸一丁目2番3号

(8) 富士通 J a p a n 株式会社 川崎市ユニット

AGM 佐藤 英樹

川崎市幸区大宮町1番地5

(9) メタウォーター 株式会社 横浜営業所

所長 小林 周平

横浜市西区北幸二丁目8番4号 (横浜西口KNビル)

(10) 日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 鉄野 善教

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズタワーC

(11) 日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 鉄野 善教

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズタワーC

5 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(1) 37,413,310円

(2) 802,582円

(3) 29,700円

- (4) 37,697,000円
- (5) 121,011,000円
- (6) 148,566,000円
- (7) 68,662,000円
- (8) 77,943,120円
- (9) 44,000,000円
- (10) 80,960,000円
- (11) 50,567,000円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札
- (4) 随意契約
- (5) 随意契約
- (6) 随意契約
- (7) 随意契約
- (8) 随意契約
- (9) 随意契約
- (10) 随意契約
- (11) 随意契約

#### 7 入札の公告を行った日又は随意契約の理由

- (1) 令和6年11月25日
- (2) 令和7年1月27日
- (3) 令和7年1月27日
- (4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

第11条第1項第2号の規定による。

(5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(6) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(7) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(8) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(9) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(10) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

(11) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。